

第286回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和2年8月6日（木）15：00～15：25

場所：経済産業省 別館103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第286回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に資料の取扱い等について事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開の案件でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、今回も傍聴者を受け付けず、後日、議事録を速やかに公開するという対応にしたいと考えてございます。

また、第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱う等のことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する、会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談する、このような取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認をよろしくお願いいたします。

○八田委員長　それでは、本日、ただいま説明がありましたように進行したいと思いますが、御異存はありますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ないようですので、今お話にあったとおりに進めさせていただきます。

では、議題1です。新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について、恒藤課長から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　画面に出ております資料3を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等でございます。内容を一言で申し上げますと、過去5回、大臣が認可した特例をさらに1か月延長するという内容でございますが、今回から内容が少し変わっておりまして、一番古い2月から4月までの検針分につきましては、もう延長しないという内容となっております。ざっと御説明させていただきます。

5行目からでございますが、8月3日及び4日付で大臣宛てに、通常の約款により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。

申請者は10行目以下に記載のとおりで前回と同じでございます。

飛んでいただいて、47行目から内容でございます。申請の概要、まず電気関係の申請は3つございます。①特定小売供給約款の特例、これはいわゆる規制小売料金の特例でございます。それから、②が託送供給等約款の特例、③が離島供給約款の特例でございまして、②と③は一般送配電事業者が行うものでございます。

それから、64行目からがガスでございますが、これは2種類ありまして、①はいわゆる規制小売料金の特例、これは大手3社からの申請でございます。それから、②がガスの託送供給約款の特例で、これはガスの導管部門が行うものでございます。

75行目からが申請の特例の内容でございますが、電気については小売料金の特例と託送の特例とほぼ同じ内容でございますが、書いてあるとおりでございます。ポイントは85行目からでございますが、7月までに認可したものからの変更点でございます。ここに書いてありますとおり、既に支払い期限を延長する措置を講じているのが3月から8月分までなのですが、今回はそのうちの5月から8月の分までをさらに1か月延長し、新たに9月について1か月延長するという措置を講じると。ただ、囲いにありますように、既に認可を受けているうちの3月、4月分については延長は行わないというような申請になってございます。そうすると、何が起きるかという、3月分については5か月延長しているの、9月に支払い期限が来ますけれども、それについてはお支払いをいただくということで、1か月分は9月からお支払いいただくという延長になるということでございます。

95行目からがガスでございまして、これもほぼ同じ内容になってございます。前回からの変更点はこの先に書いてございますが、これも同じでございまして、5月から8月の分については今までの延長分を1か月延ばし、9月についても1か月延ばすのですが、初期の2月、3月、4月の分については延長を行わないという申請になってございます。

114行目から、この特例の理由ということで、前回と同じでございますが、3月に経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響によって一時的に公共料金の支払いが困難になる需要家に対して支払い期日の延長を行うように要請があり、引き続き段階的に社会経済の活動レベルを引き上げるとされている状況にあるため、本措置を継続するということが必要という内容となっております。

これを受けまして大臣への回答でございますが、事務局としましては、本申請の供給条件については、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として、認可等をして差し支えないものと考えてございます。

これを踏まえまして、大臣に異存はない旨、回答したいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。ということは、大ざっぱに言うと9月からは大体例年どおり毎月の分を払っていただく。これまで延期した分については、また追って、いつか払っていただくのだけれども、それについては、いつ払っていただくかというのは、まだこの段階では決めていないということですね。

○恒藤総務課長 そういうことでございます。

○八田委員長 それでは、御審議をお願いいたします。御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、ないようですので、事務局の案のとおり、委員会として意見回答することにしたと思いますが、御異存ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ございませんので、事務局案のとおり経済産業省大臣に意見回答することといたします。

議題2は、一般送配電事業者の託送供給約款の変更の認可等について、高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋統括NW事業管理官 ネットワーク事業監視課の高橋でございます。資料4を御覧ください。私からは、一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可等について御説明をさせていただきます。

趣旨のところですが、沖縄を除く一般送配電事業者9社から7月28日付で経済産業大臣宛てに託送供給等約款の変更認可申請、それから変更届出がなされました。これに関して7月31日に本認可申請について大臣から意見の求めがありました。また、届出文につきましても、法令上の意見聴取義務はないのですけれども、監視委で確認してほしいという求めがあったところ、今日、御審議いただければと思います。

まず、1番の認可申請と届出の概要ということで、最初に背景を御説明させていただきます。

ます。2016年12月、福島復興を支える観点から、福島第一原発の事故前に備えとして確保しておくべきだった賠償金の不足分、2.4兆円ぐらいと見込まれてはいますが、これを40年で託送料金で回収するということが閣議決定されています。

これに関して、2つの法令改正が行われております。1つ目は、2017年、一般送配電事業者は電気事業法施行規則の改正になりますけれども、そこで経済産業省大臣の通知に従って、賠償負担金として通知された金額を所定の回収期間で託送料金で回収するということとされました。

もう一つの法令改正なのですが、こちらは円滑な廃炉を促す環境を整備する観点から、2013年に廃炉に伴って一時的に生じる費用の分割計上を可能とすることを措置して、この分は小売の規制料金で費用回収することが認められていました。しかし、小売規制料金が原則撤廃される2020年以降も継続すべきというように整理されて、これについても先ほどの賠償負担金と同様に電気事業法施行規則で経済産業省大臣からの通知に従って、廃炉円滑化負担金として通知された金額を所定の回収期間で託送料金で回収するというようにされました。

今般の認可申請と届出の経緯等なのですが、これらの法令改正を受けまして、4月に施行されたのですが、7月22日に9社は経産大臣から賠償負担金と廃炉円滑化負担金の両方の回収金額等の通知を受けたところです。そのため、この内容に基づく新たな託送料金を設定するというので、今般の変更というようになっております。

新たな託送料金ですが、託送料金算定規則という省令が定められておりまして、これらを基に回収のための変動額から機械的に算定するというルールになっております。

また、一方で託送料金の変動要因はもう一つございまして、いわゆるバックエンド過去分と言われている使用済み燃料再処理費用等既発電費等というのがあるのですが、これが託送料金原価に入っていて、今まで回収してきたのですが、9月30日で終了するというので、こちらは託送料金から除きに行くという作業がございまして、こちらも算定ルールにのっとって機械的に算定するということになっております。

認可と届出の違いなのですが、認可申請者は5事業者あります。これは今の負担金とかバックエンド過去分の差引きをした結果、値上げとなる事業者、東北、東京、関西、四国、九州がございまして、それから、差引きの結果、値下げとなる4事業者がありまして、これは北海道、中部、北陸、中国というようになっております。

いずれも適用日は10月1日を予定しております。

なお、値上げとなる5事業者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮する観点から、適用期間の始期及び終期を1年延期するということを約款の附則に定めておりまして、来年9月30日まで料金を据え置くということになっております。

変更内容の上げ幅なのですけれども、こちらにつきましては三角のところは値下げのところなんです。東北とか東京は値上がりということなのですけれども、9月30日までは据え置くということになっております。

委員会としての審査内容なのですけれども、7月31日付で意見の求めがありまして、届出につきましても、法令義務はないのですが、意見聴取があったということで、算定規則の規定に基づいて、これらの料金が適正に算定されているかどうかを審査するというようになっています。

認可につきましては、電事法に基づいて、それから届出につきましては託送料金変動単価は算定ルールに沿って算定されているかというところを審査、事務局で確認させていただきました。

その結果、認可申請も届出もルールにのっとって適合しているというように確認しております。

したがいまして、認可につきましては経産大臣に異存がない旨、それから届出につきましても適正に算定されているということを回答することとしたいと考えております。

それから、今般の変更する託送料金につきましては、算定ルールに沿って機械的に算定されるものであるから、これまで原価の洗い替えですと料金制度専門会合で審査されてきたのですけれども、こうした面から、こちらでの審査を行わないこととしたいと考えております。

参考になりますけれども、こちらが託送約款に係る電事法の条文でして、今般、新たに電気事業法施行規則の改正はこういうことになっております。賠償負担金につきましては、通知額に従って接続供給の相手方から回収しなければいけない、廃炉円滑化負担金につきましても同様の規定ぶりになっております。

それから、どうやって算定を確認したかという点を御覧いただきたいのですが、こちらは今までの約款変更のときもつけております審査表でして、適正な原価であるとか、著しく困難にするおそれがないといったことを事務局のほうで確認させていただいております。

実際の数字につきましては、例えば東北電力の事例になりますけれども、一番上の賠償

負担金相当金、廃炉円滑化負担金、大臣からの通知額を置いております。それにバックエンド過去分の数字を差引きしますと152億ぐらいの変動額となります。これを現行料金を算定するとき使用した特高、高圧、低圧別の配分率で配分しますとこのとおりになりまして、これも現行料金を設定したときのアワーで割り戻したものが基本的に変動単価になるということになっております。

ほかの会社につきましても、このような確認をさせていただきまして、算定規則に沿って算定されていることを確認したということでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議、よろしく申し上げます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問ございませんでしょうか。

審査の内容なのですけれども、まず大臣からの通知額というのがあったわけですね。それで、今度、変動分があったと。この変動分は大臣通知の中には書いていないのですか。

○高橋統括NW事業管理官 そういう意味では、賠償負担金と廃炉円滑化負担金の総額が実際には大臣から一送宛てに通知をされまして、40年分、回収すべき総額を機械的に、原価算定期間が今3年ですので、それに置き換えたものでございます。

○八田委員長 そこは非常にルーチンな計算ですね。

○高橋統括NW事業管理官 はい。

○八田委員長 そうすると、確認というのは、そのルーチンの計算を確認したということですか。

○高橋統括NW事業管理官 賠償負担金とか負担金とかバックエンドの費用を是とするというか、そこから算定ルールに沿ってプロセスがなっているかどうかと。

○八田委員長 エネ庁のもともとの大臣からの通知額というものは、うちから審査が入っていないわけですね。

○高橋統括NW事業管理官 監視委としての審査事項ではないと。

○八田委員長 そうすると、その後もほとんど審査事項ではないような気がするけれども。

○高橋統括NW事業管理官 そこは求めがありましたので。

○恒藤総務課長 そういう意味では、各社が計算間違いをしていないかということの確認に近いものになっています。

○八田委員長 何かエネ庁がやればよさそうな気がするけれども、そういうことですか。

では、今回、しょうがないのでしょうかけれども、将来にわたっては、こういうことは何かいろいろと抜本的に考えたほうがいい性質のもですよね。分かりました。ほかに。

○圓尾委員 昔、貫徹小委というものでけんけんがくがくやりましたけれども、そのときも結局こういうものが託送料金に入っているのはどうなのだみたいな議論もあったのですが、要は規制料金がそれしかなくなるので、確実に回収するとしたら、今決めるとしたら、これしかないですよということ、みんな了解してやったので。

○八田委員長 税金で取るという手もあると思うけれども。

○圓尾委員 そこで決まった2つと昔の白地分を15年で積み立てたものがなくなるというのとの差引きがちょうど今やってきましたというだけなので、今さらどうのこうのという話ではない。

○八田委員長 要するに、やり方はもう決まっていますから、これは何年間続くのですか。

○高橋統括NW事業管理官 賠償のほうは40年ですね。廃炉円滑化のほうは各社まちまちでして、廃炉するタイミングとか廃炉にかかる期間とか……

○圓尾委員 意思決定したときがスタート？

○高橋統括NW事業管理官 そうですね。

○八田委員長 いつかは見直しすべきことだと思うけれども。

それでは、御異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異存がございませんので、事務局から説明があったとおりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次は議題3です。電気事業監査規程の改正について、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤小売取引検査管理官 資料5を御覧ください。電気事業監査規程の改正についてでございます。

趣旨の欄を御覧ください。本年4月1日より電気事業法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、電気事業監査規程、内規について、所要の改正を行うに当たり、事務局案について御審議いただきたいと考えてございます。

1. 電気事業監査規程の改正のポイントでございます。第3弾改正法におきまして、2020年度から一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離を行うとともに、あわせて、一般

送配電事業者及び送電事業者とそれぞれのグループ内の発電・小売事業者等の人事・業務委託などを規制する行為規制が導入されています。

これを踏まえまして、監査規程を別添新旧対照表のとおり改正し、本年度の監査から、当該行為規制規範の遵守状況についても監査することとしたいと考えてございます。

具体的な改正内容でございます。まず、監査規程第5条(1)の改正でございますが、ここには小売全面自由化以前の旧一般電気事業者及び旧卸事業者の定義が監査事項に入っていましたので、これを単純に削ってございます。

(5)の改正でございます。ここは法的分離と併せまして、一般送配電事業者及び送配電事業者に対して新たに導入された以下の行為規制につきまして、監査事項に追加等してございます。

まず、①として兼職に関する規制、法第22条の3、②社名、商標、広告・宣伝等に関する規制、グループ内での取引に関する規制及び業務の受委託等に関する規制で法第23条、③情報の適切な管理のための体制整備等ということで、法第23条の4。

(3)としまして、その他実施期日、条ずれ等の所要の改正をしてございます。

以上の改正につきましては、3ページ以降の新旧のほうに反映してございます。

その上で、今後の予定でございますが、御了承の後、速やかに委員会ホームページにて公表したいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、今、説明があったように当委員会の意見として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

第1部として予定していた議題は以上です。

——了——